

# 評価企画室ニューズレター

The Office of Planning and Evaluation News Letter

国立大学法人名古屋大学 第二期中期目標・中期計画特集号

Special Issue



特集号  
(通算 第7号)

2010 (平成22) 年9月 発行  
編集：名古屋大学評価企画室

名古屋市千種区不老町D3-7 (100) (〒464-8601)  
■TEL: 052-789-5925 ■http://www.epe.provost.nagoya-u.ac.jp

## 室長からのメッセージ

国立大学法人の第二期中期目標・中期計画期間がはじまり、早くも半年が過ぎようとしています。第一期中期目標・中期計画期間全体に関する法人評価委員会からのヒアリングも先日終わり、第一期の評価は、概ね結果を待つだけの状態です。先回お知らせしたように、本学の第二期中期目標・計画は第一期の反省に立ち、無駄な記述は徹底的に排除し、必要最小限にまとめました。今回は、それらの紹介のためその全文を本ニューズレターの2ページから3ページに掲げ、周辺の説明を1ページならびに4ページに掲載しました。

今期の評価は、これらの中期目標・計画に基づいて行われますが、文部科学省/法人評価委員会/大学評価・学位授与機構も評価作業の合理化は唱えていますので、第二期はずいぶん簡略化された作業になると予想しています。ただし、各種作業の合理化・縮小は、教育や研究、業務運営等の大学活動の点検をおろそかにしてよいという意味では決してありません。自己点検を経た活動改善には、常日頃から自己規律ある姿勢で臨まなければなりません。そのためにはデータの収集は、ますます手が抜けなくなっていることを、構成員には今一度ご理解いただきたく、改めてお願いする次第です。

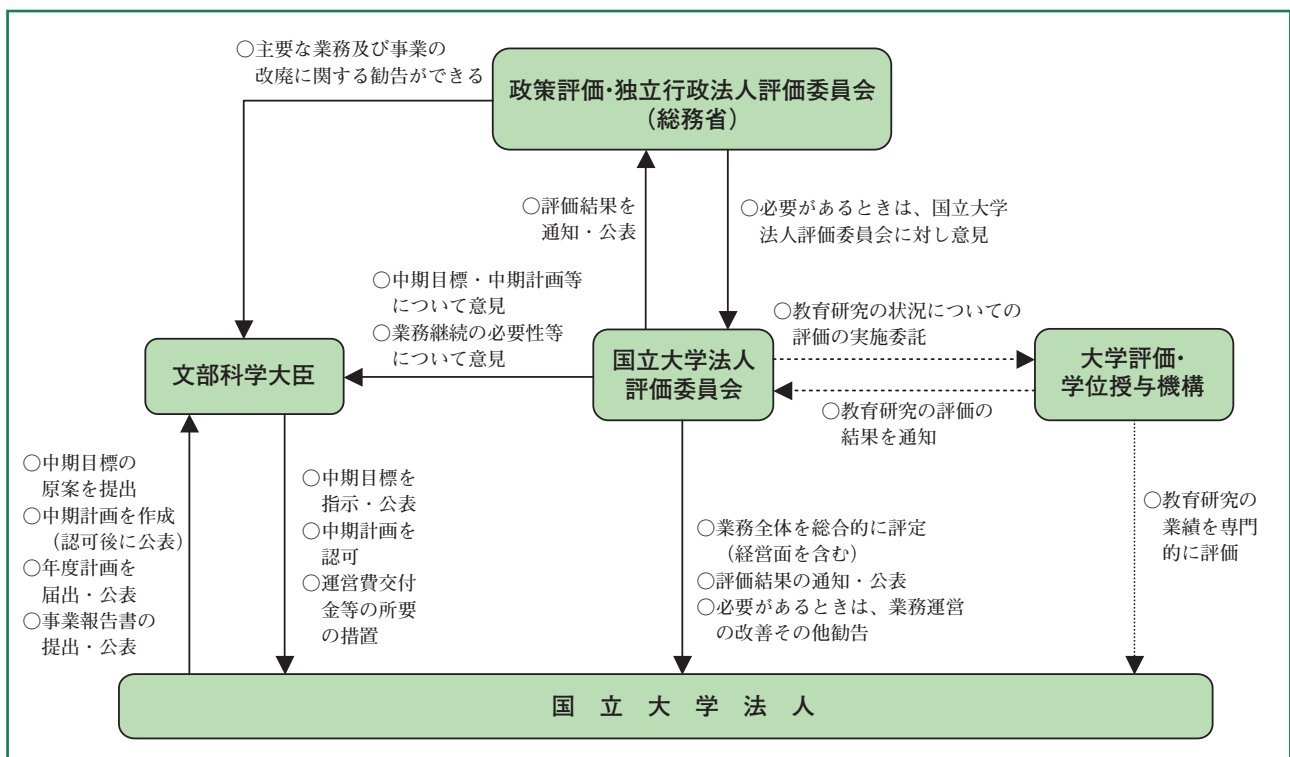
評価企画室長 副総長 松下裕秀

## 中期目標・中期計画と国立大学法人評価の関係について

国立大学法人は2004年度に法人化したことによって、毎年度評価を実施することになっています。

現在、国立大学法人は大学評価・学位授与機構による教育研究面での評価を受けると同時に、国立大学法人委員会によって、経営面も含めた業績の総合的な評定を受けます。国立大学法人評価委員会は、総務省に置かれている政策評価・独立行政法人評価委員会に評価結果を通知・公表します。加えて、同委員会は文部科学省に対して各大学の中期目標・中期計画案についての意見や業務継続の必要性、組織の在り方、その他その組織及び業務の全般についての意見を示すことができます。

下記の図は、国立大学法人の中期目標・中期計画とその評価の関係について示したものです。



出典：文部科学省「国立大学法人の仕組みの概要」を参考に作成

## 名古屋大学の中期目標・中期計画について

名古屋大学の中期目標・中期計画は、前文として大学の基本的な目標（学術憲章）が掲げられ、「大学の教育研究等の質の向上に関する目標」、「業務運営の改善及び効率化に関する目標」、「財務内容の改善に関する目標」、「自己点検・評価及び該当状況に係る情報の提供に関する目標」、そして「その他業務運営に関する重要目標」が掲げられています。

なお、名古屋大学の第二期中期目標・中期計画は、目標（下記の表でMと表記）が20項目、計画（K）が54項目あります。この中期計画・中期目標にもとづいて年度計画が作成されます。

## 国立大学法人名古屋大学第二期中期目標・中期計画（平成22年度～平成27年度）

（前文）大学の基本的な目標（学術憲章）

名古屋大学は、基礎学術に立脚した基幹的総合大学としての役割と、その歴史的・社会的使命を確認し、その学術活動の基本理念として「名古屋大学学術憲章」を平成12年に定めた。この憲章を、大学の基本的な目標として以下に掲載する。

名古屋大学は、自由闊達な学風の下、人間と社会と自然に関する研究と教育を通じて、人々の幸福に貢献することを、その使命とする。とりわけ、人間性と科学の調和的發展を目指し、人文科学、社会科学、自然科学をともに視野に入れた高度な研究と教育を実践する。このために、以下の基本目標および基本方針に基づく諸施策を実施し、基幹的総合大学としての責務を持続的に果たす。

		中期目標	中期計画
I. 大学の教育研究等の質の向上に関する目標	教育	M1：長期的視点に立って、質の高い教養・学部専門・大学院教育を行う。	K1：教養・学部専門教育を充実させる。 K2：大学院課程の教育体系を整備し、教育方法を改善する。 K3：留学生等の多様な学生への教育を整備する。
		M2：教育の実施体制・方法を継続的に自己点検し、教育の質を高める。	K4：全学教育体制を維持し、教養教育院の機能を充実させる。 K5：教育の実施体制・方法・結果を点検し、改善に活かす。 K6：学術的・社会的役割の観点から教育組織を見直し、必要に応じて整備する。
		M3：自律的な学習と生活を支援する環境を充実させる。	K7：学生への経済的援助や課外活動支援を行う。 K8：学習・進学・就職・心身の健康管理を支援する体制を整備する。 K9：支援を必要とする学生へのサポートを充実させる。
	研究	M4：本学の「研究推進計画」に基づき、国際水準の研究を推進する。	K10：中核的な研究拠点を形成する。 K11：若手研究者を育成するための環境を整備する。 K12：共同利用・共同研究拠点を含む研究所・センター等の機能と活動を充実させる。 K13：質の高い学術成果を社会に発信する。
	社会貢献 社会連携	M5：社会・産業界・行政・他大学等との連携を通じて、社会に貢献する。	K14：様々な組織と協力し、教育・文化・福祉・安全の向上に貢献する。 K15：産学官連携を推進し、社会に貢献する。 K16：卒業生・修了生のコミュニティを通じ、社会との連携を深める。
	国際化	M6：研究・教育・業務運営における国際化を進める。	K17：国際プログラム群を設けること等により留学生の比率を10%以上に増やし、国際化に対応した教育プログラムを充実させる。 K18：グローバルな視点で学術活動・国際協力を進める。 K19 留学生・外国人研究者向け学内文書の日英併記化等により、業務運営における国際化を進める。
	学術基盤	M7：知の連携・継承・創造の礎となる学術基盤を充実させる。	K20：情報セキュリティを確保した学術情報基盤・サービスを充実させる。 K21：附属図書館・博物館の機能と活動を充実させる。

		中期目標	中期計画
I. 大学の教育研究等の質の向上に関する目標	附属病院	M8：良質で安全な医療を提供する。	K22：診療過程の標準化を進め、医療の質を維持・向上させる。 K23：多様なキャリアパスに対応できる研修プログラムやセミナー等により、種々の専門領域の医療人育成に取り組む。 K24：在宅医療支援ネットワークの構築等により、地域医療の連携体制を強化する。 K25：IT化の推進や集中治療室の増床等により、高度で先端的な医療を行う基盤を整備する。
		M9：臨床研究を通して社会に貢献する。	K26：次世代の臨床研究を進める。 K27：遺伝子・再生医療センターを中心に臨床治験コーディネーター、専門看護師、専門薬剤師等を育成し、臨床研究を支える人的基盤を整備する。
	附属学校	M10：附属学校の教育実践の質を高め、中高大連携を進める。	K28：教育プログラムや教材の開発を進める。 K29：附属学校と学部・研究科等との連携を進める。
II. 業務運営の改善及び効率化に関する目標	業務運営の改善・効率化	M11：組織運営システムの機能強化を図る。	K30：意思決定の機動性を高めるために、体制を継続的に見直す。 K31：教員の一定数を特別枠として確保し、全学的見地から戦略的に活用する。 K32：学内組織を継続的に見直す。 K33：国内外の多様な人材を活用する。
		M12：事務等の効率化・合理化を図る。	K34：職務能力開発・向上に取り組む。 K35：業務の点検・見直し・改善を行う。
III. 財務内容の改善に関する目標	財務内容の改善	M13：安定した財務基盤を維持する。	K36：研究推進や産学官連携の担当部署による研究支援を強化し、外部研究資金を獲得する。 K37：寄附金収入を確保するための多様な取組を行う。 K38：病床再編や集中治療室の増床等により、病院機能を充実させ、収入確保に取り組む。
		M14：国家公務員に準じた人件費改革を平成23年度まで継続する。経費の抑制に努める。	K39：平成18年度からの5年間において、△5%以上の人件費削減を行い、更に、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。 K40：業務の見直し等により経費を抑制する。
		M15：効率的に資産を運用する。	K41：資金の安全かつ効率的な運用を進める。 K42：学内資産を有効活用する。 K43：学内施設管理の効率化を進める。
IV. 自己点検・評価に係る情報の提供に関する目標	自己点検・評価・情報提供	M16：自己点検・評価を適切に実施し、評価結果を改善に活用する。	K44：自己点検・評価を継続的に実施する。 K45：自己点検・評価システムを点検し、必要な改善を行う。 K46：部局評価を実施し、運営に活かす。
		M17：教育・研究活動等を積極的に発信し、説明責任を果たす。	K47：多様なメディアを活用し、教育・研究活動等を迅速に情報発信する。 K48：自己点検・評価等に関する情報発信を進める。
V. その他業務運営に関する重要目標	その他業務運営	M18：「名古屋大学キャンパスマスタープラン大綱」に基づき、環境に配慮したキャンパス整備を進める。	K49：次期キャンパスマスタープランを作成し、施設設備の計画的更新等により、教育研究環境を整備する。 K50：環境保全と省エネルギー設備の整備等を進める。
		M19：安全なキャンパスづくりを進める。	K51：安全性の高い学内環境を整備する。 K52：防災・災害対策を進める。
		M20：法令を遵守し、適正な業務の遂行に努める。	K53：法令遵守に関する啓発活動と、情報セキュリティに関する対策を行う。 K54：法令遵守の状況を定期的に点検する。

名古屋大学の第二期中期目標・中期計画は名古屋大学のウェブサイトからご覧になれます

<http://www.nagoya-u.ac.jp/about-nu/objectives/mid-obj/>

## 第二期中期目標期間における「共通の観点」

第二期では、中期目標期間の3年終了時（平成25年度）及び中期目標期間終了時に評価が行われます。国立大学法人が取組む必要がある最小限の共通事項を『共通の観点』と呼び、下記の表にて毎年、「確認の有無」と「資料の有無」に関するデータが求められます。

このように、第二期の計画も、国立大学法人としてなすべきことは第一期と同様に実施しているという前提で、提出データに基づいて行われます。以下にそれらの資料の一覧を示します。

### 共通の観点における確認事項ならびに資料・データ一覧

<b>「業務運営の改善及び効率化に関する目標」における共通の観点</b> ○戦略的・効果的な資源配分、業務運営の効率化を図っているか。 (確認事項) 学長等の裁量の予算、定員・人件費を設定しているか。 (添付資料) 1-1. 学長等裁量予算、定員・人件費の配分方針 1-2. 学長等裁量分の額、人数、配分方法（決定体制を含む）、配分対象 ○外部有識者の積極的活用や監査機能の充実が図られているか。 (確認事項) 学外委員からの法人運営に関する意見があったか。 学外委員からの法人運営に関する意見について法人内で検討しているか。 学外委員からの法人運営に関する意見で具体的に改善した事柄はあるか。 経営協議会の審議状況・運営への活用状況及び関連する情報を公表しているか。 監事からの指摘事項で具体的に改善した事柄、または、改善に向けた取組はあるか。 内部監査の指摘事項で具体的に改善した事柄、または、改善に向けた取組はあるか。 経営協議会において、法令（国立大学法人法第20条第4項）で規定されている以下の審議事項が審議されているか。 ①中期目標についての意見に関する事項のうち、国立大学法人の経営に関するもの ②中期計画に関する事項のうち、国立大学法人の経営に関するもの ③年度計画に関する事項のうち、国立大学法人の経営に関するもの ④経営に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項（学則、会計規程、役員報酬規程、職員の給与及び退職手当の支給基準など） ⑤翌年度予算／⑥前年度決算 ⑦組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項（自己点検・評価のうち、組織及び運営の状況に関する事項など） (添付資料) 2-1. 経営協議会の議事録又は議事要旨（平成22～24年度分） 2-2. 上記①～⑦の各項目が、いつ開催の経営協議会で、どの審議事項として審議されたかが確認できる整理表 2-3. 経営協議会の学外委員からの意見を法人運営の改善に活用した、主な取組事例 2-4. 国立大学法人法第11条第4項に基づく監事監査の結果の内容がわかる資料 2-5. 監事、内部監査及び会計監査の指摘事項を法人運営の改善に活用した主な取組事例、または、改善に向けた主な取組事例
<b>「財務内容の改善に関する目標」における共通の観点</b> ○財務内容の改善・充実が図られているか。 (確認事項) 資金の適切な運用を行い、その運用益を教育研究の充実や学生支援等に結びつけているか。 財務情報の分析を行い、その分析結果を大学運営の改善に活用しているか。 随意契約に係る情報公開等を通じて契約の適正化を図っているか。 (添付資料) 3-1. 資金運用の取組状況及びその運用益の活用状況が確認できる資料 3-2. 財務情報の分析結果の活用状況が確認できる資料 3-3. 随意契約に係る情報公開の取組等随意契約の適正化に向けた取組が確認できる資料
<b>「自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標」における共通の観点</b> ○中期計画・年度計画の進捗管理、自己点検・評価の着実な取組及びその結果の法人運営への活用が図られているか。 (確認事項) 中期計画・年度計画の進捗状況管理が図られているか。 自己点検・評価の着実な取組及びその結果の法人運営への活用が図られているか。 (添付資料) 4-1. 中期計画・年度計画の進捗状況管理の状況が確認できる資料 4-2. 自己点検・評価の着実な取組状況及びその結果の法人運営への活用状況が確認できる資料 ○情報公開の促進が図られているか。 (確認事項) 情報発信に向けた積極的な取組が図られているか。 (添付資料) 5-1. 情報発信に向けた取組状況が確認できる
<b>「その他の業務運営に関する重要目標」における共通の観点</b> ○法令遵守（コンプライアンス）及び危機管理体制が確保されているか。 (確認事項) 法令遵守（コンプライアンス）に関する体制・規程等が適切に整備・運用されているか。 災害、事件・事故等に関する危機管理体制・規程等が適切に整備・運用されているか。 (添付資料) 6-1. 法令遵守（コンプライアンス）に関する体制及び規程等の整備・運用状況が確認できる資料 6-2. 災害、事件・事故等の危機管理に関する体制及び規定等の整備・運用状況が確認できる資料 6-3. 薬品管理に関する体制及び規定等の整備・運用状況が確認できる資料 6-4. 研究費の不正使用防止に関する体制及び規定等の整備・運用状況が確認できる資料

（出典：「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第2期中期目標期間における各年度終了時の評価に係る実施要領」  
：平成22年6月28日 国立大学法人評価委員会決定）

#### \* 評価企画室スタッフ紹介

室長（副総長／工学研究科教授） 松下 裕秀      副室長 栗本 英和      室員 青山 佳代  
室員 藤井 都百      室員 松本みゆき      事務補佐員 星出由美子